

淀川水系流域委員会様

2008年1月22日
NPO法人 伊賀・水と緑の会
代表 森本 博

貴委員会のご熱心なご審議に敬意を表します。

この度、当会は三重県知事と伊賀市長に淀川水系河川整備計画(原案)についての地元知事・市長の意見書を科学的資料に基づき提出していただきたい旨、申し入れを1月21日に行いました。自然環境保全と治水・利水と代替案比較資料、既設ダムの長寿命化を川上ダムに求める科学的根拠、財政問題とアロケの決定事項などです。

淀川水系流域委員会でも審議の中心になりつつある川上ダムに於ける、自然環境重視と利水と治水の問題、財政投資なども質問しています。当会の素朴な質問と提案事項ですが淀川水系流域委員会審議のご参考にしていただければ幸いと考へ、三重県、伊賀市へ全文25ページを提出しましたうち、先に(12/3付)貴委員会への意見書としてお送りした資料を除いて送付させていただきます。

私たちは河川法改正の精神が生かされる河川整備計画策定を願いつつ、淀川水系流域委員会の審議を真剣に見守り、最終意見書の纏めに大きく期待しています。

どうぞよろしくお願ひ致します。

申 入 書

三重県知事 殿
伊賀市長 殿

平成 20 年 1 月 21 日
NPO 法人 伊賀・水と緑の会
理事長 森本 博

淀川水系河川整備計画原案への意見申し入れについて

標記について、国土交通省近畿河川整備局において、河川法の義務づけ「河川環境の整備と保全」「河川整備への住民意見の反映」に基づき諮問会議“淀川水系流域委員会”を設置し、多年にわたって、整備計画の策定段階から意見の公募・公開討論に取り組まれてきました。この方式は「淀川方式」として注目され広く社会的に評価を受け今日に至っています。しかし、淀川水系の源流部を有する、我が三重県ならびに伊賀市においては、河川整備計画原案を提示されたこの時点^ににおいても、自然環境整備や諸問題を認識されることなく、ダム建設ありきを固執して傍観的な姿勢にあるのは、自治体の首長としての責務が問われます。各首長におかれましては、すみやかに原案を精査検討して、各自治体の現状と将来展望を鑑みて真摯な意見を取りまとめ、河川整備計画原案に反映されるべく具申すべき必要があると申入れいたします。

我々 NPO 法人 伊賀・水と緑の会がまとめた意見・提案書を添付いたします。および、下記の事項について 2 月早々を目途に回答を、もしくは意見交換の場を設定していただきますよう申入れいたします。

記

- 1) 上野地区の浸水対策について、
 - 浸水被害が完全に解消される時期
 - 遊水地の完成時期
 - 岩倉峽の開削できる時期
- 2) 伊賀水道用水事業について
 - 県企業庁水道事業費と川上ダム水源負担費の伊賀市負担額
 - 水道料金の試算および伊賀市水道事業の収支計画
 - ダム水源とその他の水源案および自己水源整備の検討比較
- 3) 源流域の水源環境整備について、
 - 自治体としての整備計画
 - 河川整備計画への当会提案事項の申入れ
 - 多自然川づくりの取り組みと基本方針

◆ 川上ダム計画一利水代替案・3

NPO法人 伊賀・水と緑の会

◇ 伊賀水道用水の自己水源池保有の提案

候補地—上野新都市“ゆめぼりす伊賀”

資料別紙 ゆめぼりす伊賀全体計画図・街区詳細図

上野新都心は「住み」「働く」「学ぶ」「憩う」の複合機能を有した「人と自然と企業が調和した未来型都市の創造」を目指して開発されました。

周辺部は森林公園や緑豊かな自然が多く小高い丘にありますが、街区には未だ広大な未利用地があります。また住宅用地と産業用地を環境保全空間として計画された、小波田川は農業排水のたまりとかし、つつみは雑草が茂り放置されていて清掃管理ができない状況にあり、計画目的の憩いとやすらぎの自然景観を提供する空間とは、ほど遠い状態にあります。

- 水源 <補助水源-濁水時対策水源> をわざわざダムに求めることは、平成18年度公債費率16.1%の市にとって高額な事業費の負債と、さらにダムがもたらす河川環境の諸問題を長期的に負担することは、“自然と共生するうるおいのある街づくり”を目標とする行政と市民にとって重大な禍根を残します。

- よってダムに変わる“自己水源池の保有”を提案いたします。ゆめぼりす伊賀は、木津川取水口に近く産業用街区には水道用浄水場がまもなく完成いたします。公共用地を主体に貯水池建設が可能であり低コストで取得できます。

A. 小波田川・防災調整池および隣接公園施設 およそ15ha
水道用水確保のため貯水し水面をあげる。よって人と水とが接近することでより効果的なウォータープロムナードや水辺のふれあい公園、観察園として整備する。

概算貯水可能容量 250万㎡

B. フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地 25ha
広大な敷地であり海洋スポーツやプールおよびその他のスポーツとあわせて利用可能である。

概算貯水可能容量 400万㎡

こうして公共が積極的に参加整備することで、街の発展を推し進め、水と緑の自然豊かな街として“ゆめぼりす伊賀”の価値を高めることができる。

◆ 既存ダムの長寿化 堆砂対策のローテーション

原案 既存ダムの堆砂対策を実施するにあたっては、当ダムの洪水調整容量と不特定容量の水位を下げて陸上掘削を行なう。実施は非洪水期とする。．．．．．とあります

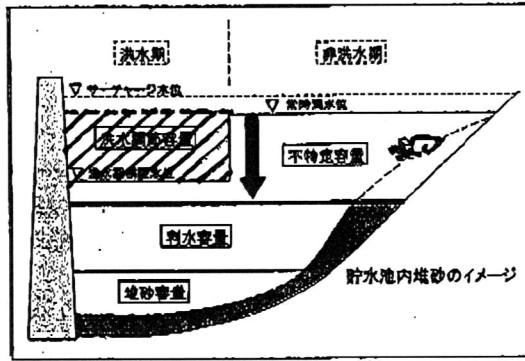
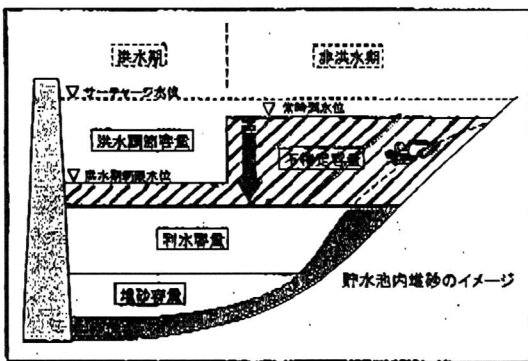
代替容量について、非洪水期であれば洪水調整容量の代替を求める必要はありませんので、不特定容量のみを代替容量として見込むことになります。

そのたの既存ダムも非洪水期において洪水調整容量は必要ないのでこの洪水調整容量を不特定容量の代替容量として利用することで、既存ダム群でローテーションが可能です。

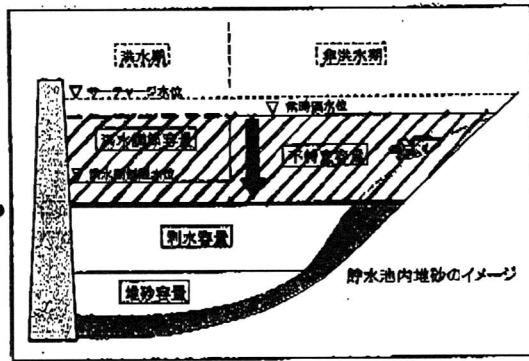
新規計画中の川上ダムに代替容量を見込む必要はありません。

河川管理者 一極型ローテーション

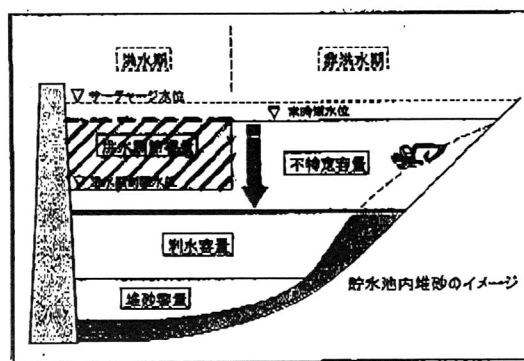
提案 分散型ローテーション (仮)



青蓮寺ダム 洪+不 800³m³
不のみ 430³m³



比奈知ダム 不 830³m³



布目ダム 洪+不 370³m³
不 270³m³

洪水調整容量 840³m³

分散容量 600³m³

洪水調整容量 900³m³

洪水調整容量 640³m³

分散容量 230³m³

川上ダム
既存ダムの長寿化
のための代替容量
830³m³

- 分散型ローテーション
- ① 比奈知 → 青蓮寺+布目
 - ② 青蓮寺 → 比奈知+布目
 - ③ 布目 → 比奈知

◆ 既存ダムの長寿化

堆砂対策について

原案の対策は、既存ダムの機能保持を目的としたダムに堆積した土砂の排出方法であって、ダムが半永久的に利用可能とするかぎり、堆砂の排出も半永久的に継続して実施していかねばならない。

新規建設予定とされる川上ダムに代替容量を見込むとした河川管理者の原案は、初期投資もさることながら、半永久的に続けなければならない堆砂排出のランニングコストは莫大なものとなるであろう。

今、ダムの堆砂対策を問題視するならば、ダムに流入するを防止した根本的な堆砂対策を検討し基本的施策をまとめてその工夫を、新規ダムに講じる提案をするのが土木・ダム技術者の使命であり、かつもつとも誇りとするところではないのか。

土砂移動の連続性の確保について

原案 p44. 4・2・5 土砂 (1) 土砂移動の連続性の確保の検討について。

検討すると明記されています。が

川における土砂の連続的な移動は、水質の浄化および維持はもちろんのこと、水生生物の生態系環境を保持するにおいて、重要な要素であると認識された上でダムによる土砂移動の遮断は河川環境に多大な影響を及ぼす。との判断から検討が必要としたと受け止めています。また“魚道の確保”についても同様です。

しかしながら、本項の検討結果を得ずして新規ダム建設計画を進められ土砂移動ならびに魚道の遮断を実施されんとすることは、

河川整備計画基本方針および河川整備計画原案

ならびに策定にあたっての基本的な考え方における、

「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」

「川が川をつくる」

「川でなければできない利用、川にいかされた利用」

などの、基本的な精神に反するものと思われまます。速やかに検討を進められダム計画に反映すべきであると勸告いたします。中央官庁の偉大な技術集団に期待いたしております。

◆ 淀川水系木津川上流の砂防について

◇ 砂防の現状

添付資料 木津川上流管内図 抜粋 平成 15 年 3 月現在
源流域の砂防対策は、まずダムありきで建設され砂防は後追いで実施されています。現時点では、ダムを守るためにダム集水域に集中して実施されています。なおかつ既存ダムの堆砂は予想をこえる速さで堆積しているのが現状です。

川上ダム集水域はごくわずかししか砂防対策がなされていません、さらにダム堤から源流部までの距離が短く勾配が急なため、ひとたび山塊の崩落が発生すれば瞬時にダム湖までたっします。また砂防対策のためのスペースが狭く、非常に危険な地形にあって砂防・治山対策について基本的な考え方が検討されていません。木津川上流域の砂防・治山と自然環境について総合的な検討と対策が最も優先すべきと考えます。

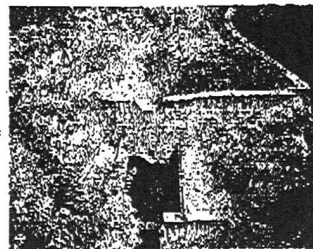
■ 砂防対策

○ 土石流の発生のおそれがあり、かつ多数の人家や公共施設がある危険渓流が481箇所あります。

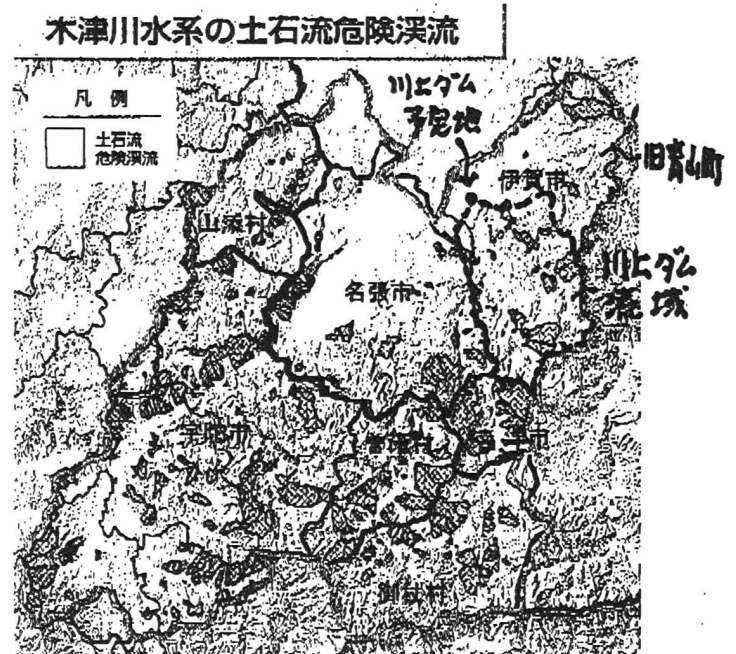
対策ができていない426箇所の危険渓流対策を継続して実施します。



三重県伊賀市津元谷



津元谷堰堤



資料は、木津川上流河川事務所が実施している砂防対策事業です。なぜか、事業範囲が旧青山町は指定されていますが伊賀市のそのほか地域が指定されていません。

対策が出来ていない危険渓流の数字はこの事業範囲であって、伊賀市全域すなわち木津川の源流域すべてを対象とすべきではないでしょうか。早急に源流域の現状を調査すべきです。

◆ 原案：源流域の水源保全と環境整備について

◇ 伊賀盆地は“自然の巨大な貯水池”です。

- 木津川の最深部源流域は伊賀盆地にあります。分水嶺からの源流は網の目のような無数の枝川・支川と森によって、清流となり溪谷を形づくりつつ、生態系に育みをもたらし人々に豊かな自然と恵を与えて、木津川と柘植川・服部川となり岩倉峡において合流し木津川本流となって、大河として滔々と流れ行く恵み豊かな水は枯れることはありません。

○ 河川計画基本方針において

水源から河口域まで一環した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたって目標を明確にして、河川の総合的保全と利用を図る。

かつ河川整備計画原案の策定にあたっての基本的な考え方では、「川が川をつくる」と明記されています。

- 川を形づくる源である水源地域の基本整備に関する事項を明確に記述していただきたい。当然ながら、洪水調整施設(ダム)は水源ではありません。伊賀盆地の全域が“自然の巨大な貯水池”であり、すなわち水源なのです。

しかし、人工林のみならず森林の放置、山村の過疎化、林業の衰退、源流河川の監理限界と崩壊、廃棄物の不法投棄などによって水源環境が悪化の一方にあります。

今この水源地域を官・行政と民間の三位一体となつての取り組みがもっとも急務とおもわれます。現状の把握と対策を検討され方針と基本的な考え方を示していただきたい。

○ 伊賀市環境保全都市宣言 (写)

平成 17 年 12 月 22 日

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに
潤いのある暮らしができることを願っています。しかし、近年の社会経済活
動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたら
す一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻
な影響をあたえています。私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる
木津川の清流など、芭蕉も愛したかたがえのない伊賀の自然を守り、自然と
共生するまちづくりを進めると共に、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を
負っています。よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良
好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに、
「環境保全都市」を宣言します。

◆ 水源環境機能の整備と保持の提案

◇ 水源保全地域の指定と自然環境の再生

● 源流域の森林状況と水源環境

川上ダム流域における森林率は86.3%です。伊賀市のその他の山間地もほぼ同様の状況にあります。昨今の社会状況の森林放置、山村の過疎化、高齢化、林業の衰退などの要因で山地の荒廃が進んでいます。また当地の河川は一級河川とはいえ河川環境の管理限界からか、荒れるまま放置されているのが現状です。すでに水環境の崩壊は始まっています。

今こそ、山地の安定と森林のもつ透水性や保水性および水量の平準化によって、森林と水の循環機能を回復して保全維持するための、水源保全地域を指定して規制と機能の回復と保全維持の施策を講じるべきと提案いたします。

森林を維持することで、その多様な効用は未来永劫に、あらゆる生態系および地域のみならず地球環境的にもかけがえのない財産となります。ダムは、はたしてかけがえのない財産となりうるでしょうか。

■ 自然環境再生への提案

自然再生推進法においてNPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業—自然再生事業—の推進を提案いたします。

○ 自然再生推進法とは

目的（第一条）

自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

自然再生とは（第二条）

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全・再生・創出・維持管理すること。